

Osaka Medical Practitioners' Association

2005年12月 No.70

勤務医LETTER

発行 大阪府保険医協会 <http://www.oh-kinmui.jp/> E-mail web@oh-kinmui.jp
〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33 ☎06-6568-7721(代) FAX06-6568-2389

勤務医フォーラム

各種共済制度のお申し込みや、開業についてのご相談、ご意見など、ぜひお寄せください。

<http://www.oh-kinmui.jp/>



財界・財務省いいなりの医療「改革」

～病院の激震と開業医の収入減～

勤務医部担当副理事長 川崎 美榮子



2006年度の「医療改革」試案が、財務省の要請を受けた厚生労働省から発表され、「抵抗勢力」と呼ばれなくなりつつある。おむね、それを了承した。中医協からも締め出されか

ねない日医の植松執行部は、全力をあげて「皆保険制度」を守るための署名にとりくんでいる。保険医協会・保団連もこの署名を全面的に応援している。老人医療2割負担(現役並

み所得者は3割)入院一日目からのホテルコスト負担、外来医療の大幅増、先発品薬剤の一部負担、さらには、風邪ひきなどの軽症医療の「保険免責」などの検討内容は、ほとんどが財務省のいい

なりである。

厚生労働省が、これまでにとはとても呑めなかった内容が、いとも簡単に盛り込まれているのは、どういう力関係の変化によるものか?

先行して、これらの「改革」をしたイギリスが哀れである。癌の手術ではウエイティング・リストに載って半年、一年の待機は当たり前、金持ちはアメリカで手術し、医者はヨーロッパのほかの国に逃げ出し、あわてたブレア首相は医療費拡大政策をとったが、医師たちの士気は回復しなかった、という論文が雑誌ランセットに載った。

医療評価機構、ISOの受審、スーパーローコストの開始、それによる指導医たちの労働強化、病院は激震し、2006年には開業医の収入が狙われている。

日本人が高い物価に圧迫されて購買力がないことは、介護保険で上乗せ・横だし部分の消費がないことをみると明らかである。

治療中断による重症化の医療費を、計算せずに議論をしている愚かさを、誰も指摘しないこの奇異が恐ろしい。

皆様のまわりのご意見を協会にお寄せ下さい。



がん医療の問題点 ホスピス緩和ケアの役割

寝屋川市 小松病院 名誉院長 谷 莊吉

約10年前に私は、横浜から寝屋川市の小松病院に赴任しました。その時、がん医療に関して非常に不思議な感じを受けました。大阪府には、何故がんセンターが無いのだろうかという疑問でした。未だにがんセンターを設立しようという動きは無いようです。

去る5月末に、NHK大阪ホールで「第一がん患者大会」(がんを語る有志の会など主催)が開催されました。約2000人のがん患者や家族の集まり、患者主体のがん医療の推進について討論が交わされました。

がん治療に関する情報開示や、未承認抗がん剤の早期承認などの要望が論議され、がん専門医の育成、腫瘍内科医の養成などの遅れが指摘されました。その通りだと思います。

今や、日本国民の3人に1人は、終末期にはがんで死亡している時代になっているのですから、がん医療の推進は必要不可欠ではないでしょうか。

その点では、がんセンター設立が急務だと考えます。

私自身は、進行末期がんでがん治療が不能になられた方々の、ホスピスを専門に関わって参りました。その際に、がん治療が不適切でこのようになってしまったと言う、後悔の念に苛まれた方々に多く接して参りました。その度に、もう少し何とかならないものかと、溜め

息を発しております。

がん予防、がんの早期診断と、早期治療の医療行政の促進を、早急に要望したいと考えます。

在宅ホスピスケアの発展、施設ホスピスケアの充実も急務です。私は、ホスピス専門医として、色々な事柄を体験して参りました。現在、全国に、151箇所施設ホスピス緩和ケア病棟が公認されております。しかし、まだまだ過疎地域が存在しております。大阪府下では、やっと6施設が運営されております。

この度、京阪沿線にはホスピス病棟が無いので、ぜひ造ってほしいとの大阪市の要請もあり、寝屋川市・小松病院に、18床のホスピス緩和ケア病棟が、平成18年2月末に完成する予定となりました。私が、病棟医として勤務することになりました。在宅ホスピスケアと共に、施設ホスピスケアの充実を図り、治療不能のがん終末期の方々とそのご家族に、少しでもお役に立てば幸いに存じます。

保険医協会・勤務医部会の今後の発展を祈念致します。



医事紛争解決ファイル

時には毅然とした態度も必要です！ 見落としも過誤とは限りません

事故の概要と経過

22歳の男性。バイクで転倒したため1996年11月29日22時55分頃に救急来院。外科医が診察して「左手首挫創、左肩挫創」と診断した。翌日に患者は再度来院したが、整形外科の診療時間帯ではなかったため外科受診した。外科医は腱損傷を疑ったため、整形外科を受診するように患者に勧めた。ただし、その旨のカルテ記載はなかった。

12月6日に整形外科を受診した際、整形外科医は「左小指伸筋腱損傷の疑い」と診断し、患者は12月25日に入院、26日に手術を受けた。手術を施行した際に、左小指固有伸筋腱損傷が明らかとなった。手術は成功したが、小指固有伸筋腱断裂を縫合したため、5～6mm程短縮した。伸展は可能であるが、屈曲は十分でなかった。

患者は、左小指伸筋腱損傷の見落としとして、医療費支払いの拒否に加え、休業損害の賠償を請求してきた。医療費については、労災となったので問題はなくなったが、患者は医療機関側の左小指固有伸筋腱損傷の見落としを主張し続けた。

医療機関側としては、受傷直後に腱損傷を発見しなかったのは事実であるが、それを過誤とは考えられないとのことであった。

紛争発生から解決までに約1カ月間要した。

問題点・課題

以下の点で、患者に責任があり、医療機関側は無責と判断された。患者は深夜に救急来院しており、外科医師の処置に過誤は見当たらない(外科医師としての医療水準は保たれている)。左小指固有伸筋腱損傷は事実であったが、受傷後1週間で比較的早期に発見している。患者に受診を続けるように指導したにも関わらず、4、5日間隔でしか受診しなかった。そのために、腱損傷の発見とそれに伴い手術施行日が遅れた。患者は近日ごとの来診の必要があったにも関わらず、その後、密に来院・受診せず、その理由を述べなかった。腱損傷の発見が1週間遅れたことに起因する患者の身体に関する損害はない(腱損傷を負ったのは患者がバイクで転倒したことが原因)。

以上のように、患者の実損も小さく、患者の協力も得られなかった場合は、結果的に見落としがあっても賠償責任まで問えないことが多い。交通事故の救急患者に対して見落としの問題が浮上することが多い傾向が窺われる。対応した医師が専門外の場合は、必ず再度専門科を受診することを患者側に伝え、かつカルテ記載をしておけば、紛争になる確率はもっと小さくなるのが期待できる。

解決方法

患者側に誠意を持って説明し、医療機関側に賠償責任がないことに対して理解を得た。(京都保険医新聞より転載)

開業して思うこと

開業医の面白さ

淀川区 うらいさみ整形外科 浦勇 武志

平成16年3月に開業してから、はや1年半が経ちました。

開院した当初は、患者数も少なくハラハラしたものです。しかし、一人一人に説明する時間も十分にあり、開院時のモットーであった懇切丁寧を徹底することができました。最近は少し忙しくなり嬉しい限りですが、十分に話を聞いてそして説明しているか、懇切丁寧は徹底できているか、と自己反省している次第です。

開業医の仕事の一つにレセプト

があります。この業務の大変さを痛感しました。レセプトに関しては、知らないことが多すぎました。何回、保険医協会に電話して教えていただいたか、数え切れません。心から感謝しております。

また、レセプトは必ず減点されますが、単純に病名漏れなどのミスもあれば、まったく理解できない、腹立たしいケースもあります。患者様に対して最高の技術を提供しても、何ら根拠無く減点されたときには、「狐と狸の化かし

合い」と思いました。2006年から再び診療報酬が減少するそうなので、いかに対策すべきかと頭を悩ましております。

医療機関を受診する主訴を調べると、全診療科を含めて、一位が腰痛、二位は頸部痛、三位が膝などの関節痛、だそうです。

整形外科にとっては嬉しい話ですが、どの世界にも勝ち組と負け組があり、良い治療成績を上げることが鍵かと思っております。整形外科医の使命はQOLのアップです。開業して保存的治療に徹するようになりましたが、色々と工夫して加療しております。そのなかで、保存的治療も非常に効果があると実感できている



ことが、さらなる今後のモチベーションとなっております。

初心を忘れずに、これは医師になった時の初心と、開業医となった時の初心の両者ですが、そして常に向上心と探究心を失わないように勤務を続けたいものです。

研修医の準会員制度発足

将来、日本の医療を背負う研修医の身分は、新卒後研修制度が実施され一定の改善は進んだようですが、研修医の身分保障など不十分な課題も多々あります。

保険医協会では、研修医の身近な問題を勤務医部でも議論していますが、研修医がかかえる、いろいろな不安や課題についても意見をくみ上げることや、研修時の医療事故との遭遇の際の保険加入などを目的に、研修医会員制度(準会員)を2005年10月

に発足しました。

会費は年12000円(入会金なし、1月から12月の1年分を原則一括払い。年途中の場合は月割、保険料は別途。)となります。

研修医会員の方には月3回発行する「大阪保険医新聞」をご送付いたします。また、各種相談にも応じます。詳しくは、保険医協会勤務医部(東・田川)まで。ホームページからもお問い合わせいただけます。

新規開業予定者支援セミナー開催報告

多様化する開業物件！最新情報を紹介

11月6日(日) 弁天町にある「弁天町大阪市市民学習センター」で新規開業予定者支援セミナーを開催しました。

今回は、開業物件の最新情報と開業資金計画をもとにした、資金調達のコレをテーマに、税理士法人・関西合同事務所の湧嶋慎一氏と、西日本総研の植村智之氏を講師に招きました。

開業立地選定のポイントを、最新の情報をもとに紹介した植村氏は、ショッピングモールや都市開発型物件、レ

ント式テナントなどの開業パターンについて、それぞれのメリットと留意点を説明。湧嶋氏は、開業資金計画の立て方を詳細なデータをもとに紹介し、安易な資金計画に注意を促し、自己資金などをしっかり見据えた、資金計画を立てることが大切と強調しました。

セミナーのあとは個別の相談(無料)も行いました。

保険医協会では、セミナー以外に、随時開業相談に応じています。

<詳しくはホームページをご覧ください>

伝 message 言 board 板

求人 / 病院

求 内科・外科常勤医師・及び当直医師も同時募集 / 定年退職者も可 / 経験等委細面談 / 週休2日 / JR立花駅北 / 徒歩3分 / 尼崎市立花町4-3-18 / 立花病院 / 問合せ・06-6438-3761 (院長)

求 内科医(呼吸器・神経内科・循環器・一般内科) / 委細面談 / 電話連絡 / 鶴見区鶴見3-6 / コープおおさか病院 / 問合せ・06-6914-1100(奥村)

求 内科・外科常勤医 / 当直非常勤医 / 委細面談 / 地下鉄谷町線「太子橋今

市駅」/ 西徒歩5分 / 大阪市旭区大宮5-4-24 / 藤立病院 / 問合せ・06-6955-1226(事務長)

求 内科・外科常勤医・非常勤医 / 委細面談 / 地下鉄谷町線「千林大宮駅」/ 西徒歩12分 / 大阪市旭区中宮1-12-21 / つばさ診療所 / 問合せ・06-6955-1226(事務長)

診療所継承

継 阪急「北千里」/ バス「青山幼稚園」下車 / 千里ニュータウン青山台医療センター / 鉄筋2階建 / 1階(26坪) / 内科最適 / 問合せ・06-6833-8956(巴)

大阪府保険医協会勤務医部が、昨年調査した「勤務医の労働環境調査」報告を、今年8月マスコミ各社に発表しましたが、「朝日新聞」10月9日付けと「ジャミックジャーナル」11月号に掲載されました。また、これらの記事やホームページを見ての問い合わせもありました。

勤務医部では、現在ホームページに労働環境調査のアンケートを掲載しています。また、来年も調査を計画しています。あわせて子育て世代への対応として、3年前に実施した「院内保育アンケート」も、府下の病院を対象に実施する予定です。これまでの調査報告は、ホームページに掲載しています。ご覧ください。

「医師の過労に改善の兆し見えず」
勤務医の労働環境調査
マスコミが注目!



保険医賠償責任保険

居宅介護支援事業・居宅サービス事業については、別途保険をご用意しております。

個人の責任問われる時代、診療に専念できる心のささえ

保険医協会勤務医部会で検討してまいりました「医師賠償責任保険」勤務医版の制度が、2000年1月より発足しました。名称は「保険医賠償責任保険」。長年勤務医の先生方から要望が強かった勤務医のための医賠償です。

本制度の特徴

1. 有利な団体割引10%が適用されています。
2. 万一の事故の際には、豊かな経験と知識を生かし、保険医協会と三井住友海上がサポートします。
3. 相手方に支払う損害補償金だけでなく、弁護士費用等の訴訟費用、応急手当の費用まで保障します。
4. 保険料は会費口座からの引去りですので、キャッシュレスでご加入できます。

ご加入セット

標準的な加入プランは『Aセット』になります。

セット型		A	B	C
支払限度額	医療行為	1億円	5,000万円	3,000万円
	期間中	3億円	1億5千万円	9,000万円
	身体(1名)	5,000万円	4,000万円	3,000万円
建物設備	身体(1事故)	1億円	8,000万円	6,000万円
	財物	500万円	400万円	300万円
年間保険料	個人診療所	46,512円	39,609円	35,847円
	勤務医	45,747円	38,907円	35,226円

開業をお考えの先生はご一報下さい 保険医協会開業相談担当(☎06-6568-7721) 協同組合(☎06-6568-2741)まで